

大学リーグやまぐち規約

(名称)

第1条 本会は、大学リーグやまぐちと称する。

(目的)

第2条 本会は、山口県内の高等教育機関（以下「高等教育機関」という。）の連携を深め、また、行政、産業界等と広範なネットワークを形成し、それぞれの特性を活かした様々な連携事業の実施を通じて、若者の定着促進並びに高等教育機関の地域貢献力及び教育・研究水準の一層の向上を図ることにより、それぞれの主体が一体となって、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高等教育機関と産業界等が連携した若者定着促進に関する事業
- (2) 高等教育機関の地域貢献に関する事業
- (3) 高等教育機関の教育及び研究の連携に関する事業
- (4) 高等教育機関の情報発信に関する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、別表に掲げる会員をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長（1名）
 - (2) 副会長（1名）
 - (3) 監事（2名）
- 2 役員は、会員のうちから全体会議において互選により選任する。
- 3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別顧問)

第6条 本会に特別顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問は、会長が指名する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し全体会議を主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その

職務を代行する。

- 3 本会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合においては、副会長が本会を代表する。
- 4 監事は会計を監査する。

(全体会議)

第8条 全体会議は、会員で構成する。

- 2 全体会議は、次の事項を審議・決定する。
 - (1) 本会の運営に関わる重要事項
 - (2) 会員の入退会
 - (3) 役員を選任
 - (4) 本会の予算の決議及び決算の承認
 - (5) 部会の設置・廃止
 - (6) その他必要と認められる事項
- 3 全体会議は、会長が招集する。
- 4 全体会議の議長は会長又はその委任を受けた会員とする。
- 5 全体会議は、会員数の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 6 議決は議長を除く出席した会員の過半数の同意でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 7 やむを得ず、全体会議に出席できない構成員は、予め通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。これにより表決権を行使した構成員は本条第5項の規定については出席したものとみなす。

(委員会及び部会)

第9条 本会は、事業運営のため委員会及び部会を置く。

- 2 委員会及び部会に関する必要な事項については、別に定める。

(事務局)

第10条 本会の事務局を、山口県総務部学事文書課に置く。

(会計)

- 第11条 本会の会計は、会員の負担金、寄附金、補助金及びその他の収入をもって充てることとし、その内容は全体会議において協議・決定する。
 - 2 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
 - 3 会計の取扱いについては、別途会長が定める。
 - 4 監事は経理について年1回の監査を行う。

(規約の改廃)

第12条 本規約の改廃については、全体会議で審議・決定する。

(その他)

第13条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、全体会議を経て、会長が別に定める。

別表（会員）

○大学・短期大学・高等専門学校

宇部フロンティア大学
山陽小野田市立山口東京理科大学
至誠館大学
下関市立大学
周南公立大学
水産大学校
東亜大学
梅光学院大学
放送大学山口学習センター
山口学芸大学
山口県立大学
山口大学
岩国短期大学
宇部フロンティア大学短期大学部
下関短期大学
山口芸術短期大学
山口短期大学
宇部工業高等専門学校
大島商船高等専門学校
徳山工業高等専門学校

○経済団体

山口経済同友会
山口県銀行協会
山口県経営者協会
山口県商工会議所連合会
山口県商工会連合会
山口県信用金庫協会
山口県中小企業経営者協会
山口県中小企業団体中央会

○支援機関

山口県産業技術センター
やまぐち産業振興財団
山口しごとセンター

○私学団体

山口県私立大学協会
山口県専修学校各種学校協会
山口県私立中学高等学校協会

○行政機関等

山口県
山口県教育委員会
山口県市長会
山口県町村会
山口労働局

附 則

- 1 この規約は、平成28年10月12日（リーグ設立の日）から施行する。
- 2 この規約の施行の際現に大学コンソーシアムやまぐちの規約の規定により行われている事業等は、大学リーグやまぐちに引き継がれるものとする。

附 則

この規約は、令和2年8月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年7月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。